

地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則 の一部を改正する省令の概要

平成31年3月
総務省

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、関係税目の細目等について所要の規定の整備等を行う。

2 主な改正の内容

- (1) 環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税の税率の軽減等の特例措置について、対象となる自動車の細目を定める。
- (2) 地方団体に対する寄附金に係る個人住民税の寄附金税額控除（いわゆる「ふるさと納税」）における指定制度について、地方団体が総務大臣に提出する申出書の提出方法等の細目を定める。
- (3) 福島県原発事故による避難住民の帰還推進を目的とした帰還環境整備推進法人が整備する一定の公共施設の用に供する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる公共施設の細目を定める。
- (4) 都道府県に対して譲与する自動車重量譲与税の譲与基準に用いる自家用の乗用車の台数について、前年の4月1日現在の台数を用いることとする。

3 施行期日

原則として平成31年4月1日から施行する。